

7

防 災 指 針

- ① 防災指針とは
 - ② 防災指針検討の進め方
 - ③ 防災・減災まちづくりに向けた課題
 - ④ 防災・減災まちづくりに向けた取組方針
 - ⑤ 具体的な取組
-

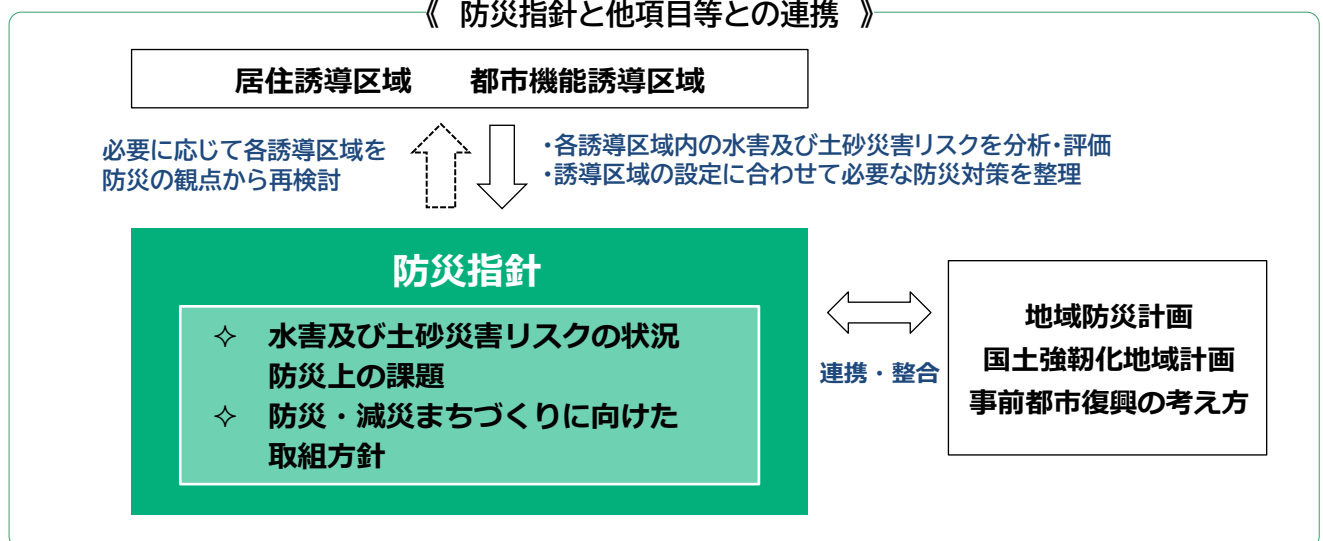
① 防災指針とは

防災指針とは、都市機能や居住の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るため、立地適正化計画に定める指針です。

国土交通省が作成した手引きでは、近年頻発・激甚化する台風や大雨などによる洪水（外水氾濫）、雨水出水（内水）、土砂災害などの災害に対応するため、本指針において、これらの災害に関するリスク分析や対策の検討等が必要であることが示されています。

そのため、本指針では、都市機能誘導区域及び居住誘導区域において想定される水害及び土砂災害に関する災害リスクの情報の整理・分析により、防災上の課題を抽出し、防災・減災まちづくりに向けた取組方針を示します。

《 防災指針と他項目等との連携 》



② 防災指針検討の進め方

町田市における防災指針は、以下の2点について検討します。

《 町田市における防災指針検討の進め方 》

防災指針

1. 居住誘導区域の区域に含めるかどうか判断

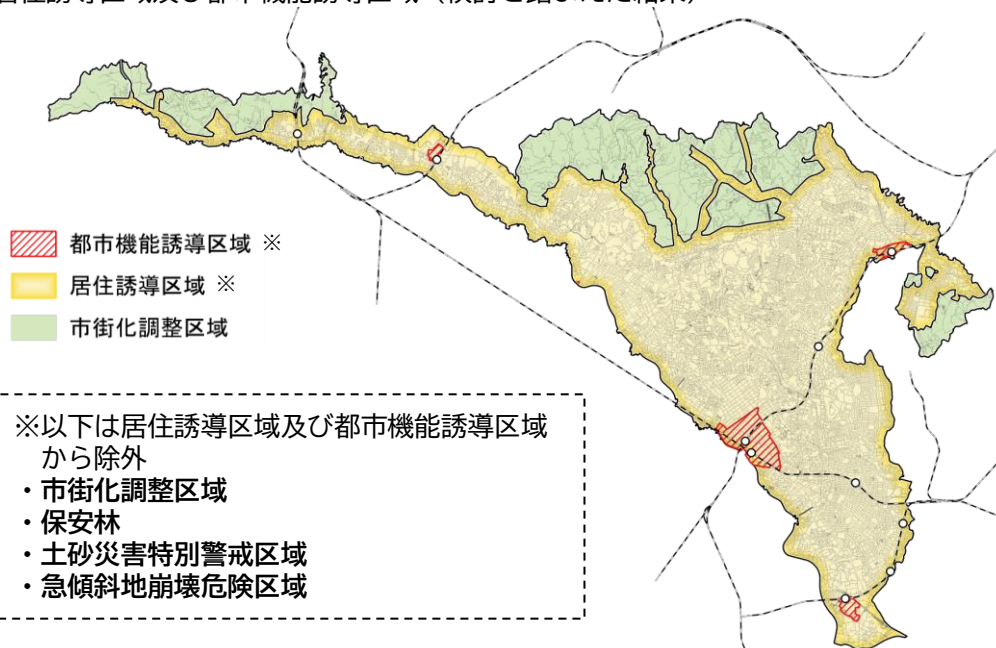
居住誘導区域の設定にあたっては、災害リスクがあり、都市再生特別措置法で「含めないこととされている区域」である『保安林』、『土砂災害特別警戒区域』及び『急傾斜地崩壊危険区域』は居住誘導区域から除外することとされております。

防災指針においては、「災害リスクや対策の可能性等を総合的に検討し判断する区域」として、①水害（浸水予想区域、家屋倒壊等氾濫想定区域）及び②土砂災害（土砂災害警戒区域）について、居住誘導区域に含めるかどうか判断します。

町田市においては、[居住誘導区域の対象](#)とします。

※検討内容については、「4 居住誘導区域（P49～65）」参照

居住誘導区域及び都市機能誘導区域（検討を踏まえた結果）



※ 1 を踏まえて検討

2. 防災・減災まちづくりに向けた取組方針の策定

（1）防災・減災まちづくりに向けた課題の整理

防災・減災まちづくりに向けた取組方針を策定するため、これまでに検証した、対象となる災害ハザードエリアや市内におけるそれらの現状、そして今後も災害に強いまちの形成に必要な課題を整理します。（P102～P104）

（2）防災・減災まちづくりに向けた取組方針の策定

上記の防災上の課題や分析結果などを踏まえ、町田市の居住誘導区域内における更なる防災・減災まちづくりに向けた取組方針を示すとともに、この方針を踏まえた具体的なハード・ソフト両面の具体的な取組を示します。

③ 防災・減災まちづくりに向けた課題

防災・減災まちづくりに向けた取組方針を策定するため、これまでに検証した、対象となる災害ハザードエリアや市内におけるそれらの現状、そして今後も災害に強いまちの形成に必要な課題を以下に整理します。

課題 1 水害リスクへの対応

主な対象箇所	浸水予想区域内で浸水深0.5m以上の区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
現状	・「外水氾濫」は主に境川、鶴見川、恩田川、真光寺川、麻生川の沿川に分布しており、そのほとんどが居住誘導区域となっています。 ・浸水深0.5m以上の区域は、ほとんどが河川に沿った外水氾濫となっており、特に境川、鶴見川沿川が多い状況です。 ・内水氾濫と思われる区域としては、恩田川の源流である滝ノ沢など、河川形状はないものの、地形的にも谷地となっているところに存しています。 ・家屋倒壊等氾濫想定区域は、市街化区域のみに存しており、境川流域の「境川」、鶴見川流域の「鶴見川」、「真光寺川」、「恩田川」の沿川に分布しています。
課題	・一定の降雨量を目標水準として、河川空間部では河川整備及び沿川での調整池整備等が、市街地部では雨水管の整備や雨水貯留浸透施設整備等が進められており、今後も予定されています。そのため、事業主体との連携を図る必要があります。 ・ハード整備を引き続き進めつつ、想定最大規模の被害に備え、各世帯で安全に避難するための準備を促す取組や、避難しやすい環境づくりが求められます。 ・特に、町田駅周辺では水害ハザードエリアに指定されている中、大勢が利用する駅です。災害時には多数の帰宅困難者が想定されることから、駅周辺の再開発では、水害への取り組みと合わせて帰宅困難者を受け入れる施設体制にも力を入れていく必要があります。 ・一方で、避難経路上に河川や浸水したアンダーパスがあることによって、水平避難が困難な箇所もあります。災害協定を締結している各種施設との連携や早期避難または垂直避難など様々な避難手法が必要となります。

課題2 土砂災害リスクへの対応

主な対象箇所	土砂災害警戒区域
現状	・ 市内の土砂災害の多くは「急傾斜地の崩壊」であり、相原町や小野路町など市の北部には「土石流」が指定されています。 ・ 急傾斜地の崩壊に該当する要件は「傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域」、「急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域」、「急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍以内の区域」となっており、市内北部の丘陵地には急傾斜地が点在しているほか、市街地の造成地にも指定されています。
課題	・ 土砂災害警戒区域は、リスクの適切な周知と避難しやすい環境づくりを図るとともに、安全性が確保された土砂災害警戒区域外への立地の誘導が求められます。

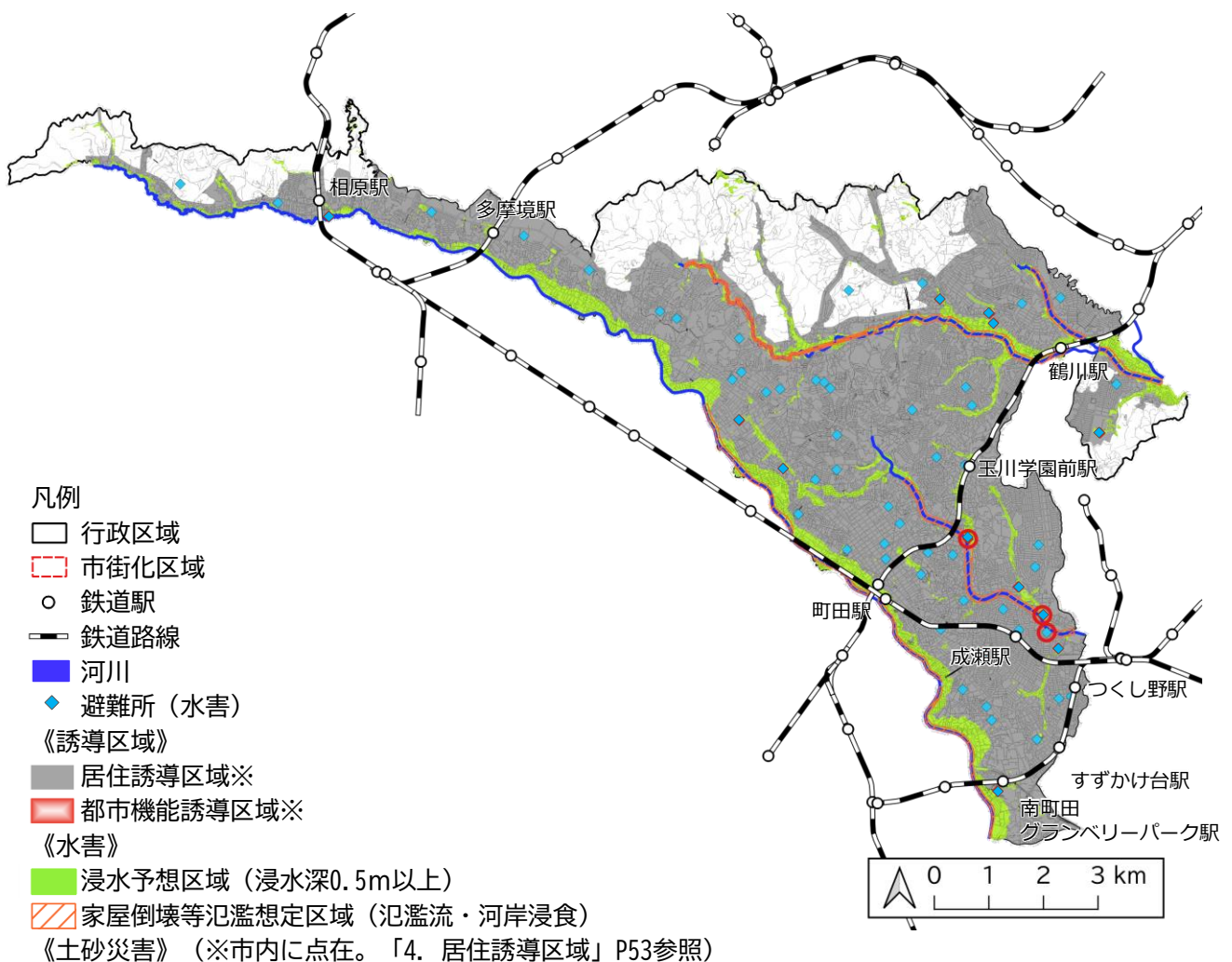
課題3 地震への対応

主な対象箇所	市内全域
現状	・ 東京都の「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、多摩東部直下地震（M7.3）における震度分布として、市内には震度6弱と6強が広がっており、境川や鶴見川などの河川沿いを中心に、震度6強の揺れが予測されています。 ・ 東京都の「地震に関する地域危険度測定調査〔第9回〕」のよると、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性等をまとめて相対的に評価した「総合危険度」は、一部町丁目を除き市全域で危険度が下位にあたるランク1となっています。
課題	・ 発災した場合には市全域で一定の被害が想定される中で、被害を最小限にする対策と、被災後早期に的確な復興を実現する対策が求められます。 ・ また、復興を進めるためには、まず被災者自らによる取組（自助）が基本となります。しかし、被害規模が大きくなるにつれて、個人の力では解決が困難になることが予想されます。よって、地域力を生かした助け合い（共助）やNPO、企業等との連携、公的支援（公助）を組み合わせた協働による体制が求められます。

■ 各災害に対する主な対象箇所

町田市における防災・減災まちづくりに向けた課題と、各課題への対応が必要となる主な対象箇所を以下に示します。

(課題)	(主な対象箇所)
課題 1 水害リスクへの対応	・ 浸水予想区域内で浸水深0.5m以上 ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域
課題 2 土砂災害リスクへの対応	・ 土砂災害警戒区域
課題 3 地震への対応	・ 市内全域



※「保安林」、「土砂災害特別警戒区域」及び「急傾斜地崩壊危険区域」除く。

④ 防災・減災まちづくりに向けた取組方針

前述の防災上の課題や分析結果から、町田市においては浸水予想区域内や土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を除く）内であっても、居住誘導区域に設定しています。

一方で、近年の気候変動による自然災害の頻発化・激甚化、起伏に富んだ町田市の地形を考慮すると、引き続き居住誘導区域内の安全性を高めていく必要があります。

町田市では、居住誘導区域内における更なる防災・減災まちづくりに向けた取組方針とその具体的な内容について、本防災指針で示します。

なお、居住誘導区域外であっても、都市づくりのマスタープランなどの上位計画・個別計画に基づき、市内全域の安全性を高めていきます。

防災・減災まちづくりに向けた取組方針

方針1 災害リスクの見える化等によるリスク・コミュニケーションの促進

- ・ 発災時の被害を最小限におさえるため、災害リスクの明示や見える化等を行い、要配慮者等の市民、行政、関係機関など相互のリスク・コミュニケーションを促進します。

方針2 道路、河川などの流域インフラ整備による災害リスクの低減

- ・ 道路整備や河川整備などの河川流域におけるハード整備によって、災害リスクの低減を図ります。

方針3 市民・事業者の土地利用に伴う災害リスクの低減

- ・ 市民や事業者による土地利用の際、都市再生特別措置法に基づく届出制度の適切な運用、その他の法に基づく行政指導、補助制度などを用いて、災害リスクの低減を図ります。

方針4 行政からの情報発信等による市民の防災行動支援

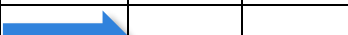
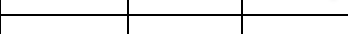
- ・ 災害が頻発・激甚化する中で、ハード整備で対応できない想定外の被害が生じた際にも、被害が最小限となるよう、避難路の安全性向上や災害リスク情報の周知等によって、市民の防災行動を支援します。
- ・ ホームページやアプリ等の広報ツールを通じて、災害時の避難場所や避難所の避難人数、危険箇所、交通機関の運行状況等を迅速に市民に伝達し、市民が自身の安全を確保するために必要な対策を行えるよう、情報提供体制を強化します。

方針5 行政における被害軽減策の推進

- ・ 避難しやすい環境整備や地域防災力の向上と合わせ、行政における災害時の庁内および関係機関との体制や連携の強化を図ることで、被害を最小限にする体制を構築します。例えば、町田駅周辺の再開発に合わせて、水害に対する防災・減災対策だけでなく、帰宅困難者の受け入れ施設体制を整える取り組みを進めていきます。
- ・ また、対策をしても一定の被害が生じることを想定し、事前に検討・準備を進める事前都市復興を推進します。

⑤ 具体的な取組

防災・減災まちづくりに向けた取組方針を踏まえた具体的なハード・ソフト両面の取組と実施期間を、以下のとおり定めます。

方針	取 組		実施主体	実施期間		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
方針1 災害リスクの見える化等によるリスク・コミュニケーションの促進	1-1	状況の変化に伴う災害リスクのある新規指定箇所の居住誘導区域からの除外検討及びその周知	市			
	1-2	事前都市復興の取組（市民への意識啓発）				
	1-3	事業者の事業継続力強化				
	1-4	要配慮者利用施設の防災体制の充実				
方針2 道路、河川などの流域インフラ整備による災害リスクの低減	2-1	雨水管の整備・管渠の改築更新、污水管への浸入水対策	市			
	2-2	雨水貯留浸透施設の整備促進（既存調整池の改造・機能拡充、公共施設内での施設の維持・充実）				
	2-3	道路・橋梁・雨水管等のインフラ施設の耐震化促進				
	2-4	オープンスペース確保・緑化推進（各種公園の整備事業、みどりの維持・保全 等）				
	2-5	斜面緑地等におけるみどりの適正管理によるグリーンインフラ機能の維持				
	2-6	水防体制の充実・強化（水防倉庫の設置 等）				
	2-7	鶴見川流域治水プロジェクト2.0に基づく整備（河道拡幅、河道掘削、調整池整備等）	東京都			
	2-8	境川流域治水プロジェクトに基づく整備（護岸整備、河道拡幅、河道掘削、調整池整備等）	東京都 神奈川県			
方針3 市民・事業者の土地利用に伴う災害リスクの低減	3-1	都市再生特別措置法に基づく届出制度の適切な運用（リスク周知、助言勧告 等）	市			
	3-2	建築行為、開発行為での雨水貯留浸透施設の設置促進（条例等に基づく指導、補助金制度の活用促進）				
	3-3	土砂災害防止法・盛土規制法に基づく適正な建築行為、開発行為の規制・誘導				
	3-4	良好な住宅の維持（市営住宅計画修繕事業、住宅改良資金助成事業、団地再生推進事業等）				

方針	取 組		実施 主体	実施期間		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
方針3 市民・事業者の土地利用災害リスクの低減	3-5	建築物の耐震化の促進（住宅耐震促進事業、小中学校増改築事業、小中学校校舎等改修事業等）	市			
	3-6	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進、避難路の安全性向上（緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業等）				
	3-7	地盤沈下及び液状化防止対策の推進（都条例に基づく施設の構造基準等の規制、液状化対策の情報提供等）				
	3-8	法や条例に基づく各種制度を活用した緑地・都市農地等の保全				
	3-9	大規模な開発時のグリーンインフラ機能の維持、オープンスペースの創出や緑化の推進				
	3-10	特定都市河川流域での許可制度の適正運用	東京都			
方針4 行政からの情報発信等による市民の防災行動支援	4-1	住民の防災行動力の強化（洪水・土砂災害ハザードマップや広報紙、ホームページ等を活用した防災情報の提供、防災訓練等の防災イベントの実施等）	市			
	4-2	地域防災力の向上（消防団運営事業、自主防災リーダー育成事業等）				
	4-3	家庭・事業所における災害時用物資の備蓄奨励				
方針5 行政における被害軽減策の推進	5-1	民間事業者や他自治体等との災害時協力体制整備、連携強化	市			
	5-2	町田市職員の応急活動体制整備・強化				
	5-3	町田市版BCMの推進				
	5-4	事前都市復興の取組（職員の復興訓練、復興まちづくりに向けた取組の推進方針や関連情報等の更新、関係機関との連携）				
	5-5	事前都市復興基本方針を踏襲した、大規模な災害による被災後の円滑な復旧・復興の誘導				
	5-6	防災拠点等における備蓄計画の策定・推進				

